

**立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）**  
**大学院生研究**  
**2006年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院	文学研究科	史学専攻
<b>指導教員</b>	所属・職名	氏名	
	文学部教授	青木 康 印	
<b>自然・人文の別</b>	人文	<b>個人・共同の別</b>	個人
<b>研究課題名</b>	第一次世界大戦期イギリスにおける福利厚生制度の実態調査		
<b>研究代表者</b>	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科史学専攻博士課程後期課程4年次	大和久悌一郎 印	
<b>研究組織</b>	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
<b>研究期間</b>	2006 年度		
<b>研究経費</b>	200 千円		

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

「総力戦」とよばれる第一次世界大戦をへて、国家は社会にたいしその細部までを調整／管理する、一方での戦争への市民の動員、他方での国家福祉という、戦争／福祉(warfare-welfare)が一致するパラドキシカルな役割を獲得した。主要参戦国であったイギリスも例外ではない。本研究は、そうした大戦下でみられた福祉・管理政策について、軍需工場での労働者の福利厚生と労務管理をおこなった軍需省福祉部門に注目し、歴史的見地から調査、検討するものである。具体的には、この福祉部門について、民間企業を含めた各工場にたいする活動にかんし、当該問題に関連する報告書等の史料の海外調査をおこない、データ化し、考察することを目的とする。それによって、大戦下での社会全体への国家関与の一端をあきらかにし、戦争と福祉が一体となった「現代国家」の姿を、誕生の契機においてとらえることを意図している。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ 第一次世界大戦 ] [ 総力戦 ] [ 福祉政策 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、関連資料を所蔵するイギリスの文書館を訪問しての一次史料の調査収集を目的とするものであり、具体的には主にロンドンの国立公文書館(National Archives)およびヨーク大学ボースウィック図書館(Borthwick Institute)にて、短期間の調査をおこなった。以下、それによってえられた成果の概要を示したい。

まず大づかみにあらためて問題の整理概観をおこなっておけば、本研究が対象とする、大戦期イギリスにおける国家と社会という問題をめぐっては、戦時動員と共に政府の介入が市民生活の向上をもたらすという、きわめてパラドキシカルな状況が示されてきた。すなわち A.マーウィックを始めとした社会史研究において、労働政策における賃金の上昇や、参政権の獲得に代表される女性の社会的地位の向上、また社会政策の進展などが注目され、つづいて 1980 年代以降には、大戦期の史料の解禁や聞き取りという新たな方法論の導入を背景に詳細なデータを用いて、市民の生活をめぐる再検討が試みられている。本研究は、こうした大戦期におけるパラドキシカルな国家と市民生活のありかたについて、軍需省福祉部門の活動に注目し、政府の社会介入と市民の生活状況の把握を試みたものである。

軍需省とは 1915 年のアスキス連立内閣の成立とともに設置された、いわば銃後の動員を担当する機関である。初代大臣にはロイド＝ジョージが就任し、その役割は大戦で軍が用いるあらゆる兵器・物資を供給することであり、その活動は、国営の新軍需工場の建設運営および民間企業の統制を軸として、労働の側面では、兵役によって不足した男性労働者の代わりに女性労働者を熟練労働に代替する、いわゆる「労働希釈」を推し進めたことは良く知られよう。一方、その動員に際し軍需省では、その労働者への福利厚生政策が推し進められてもおり、とくに近代以後の初の政府による住宅供給と位置づけられる、大量の労働者用住宅の建設や、工場内外の環境を巡って、たとえば省内におかれた保険委員会による模範的な施設を提案した報告書の提出など、上述のように、いわば戦時動員とともに社会・福祉政策を促進する大戦期の国家を体現する機関であったといえる。

そうした軍需省にあって、動員された労働者と政府との最先端にあったのが、福祉部門(Welfare Section)であった。福祉部門は工場での福利厚生、とくに女性労働者を対象とした活動を担当した部署であり、設置に際してはヨークの企業家で、慈善家としても活躍していた B. S.ラウントリーが長として任命され、工場内外において福利厚生政策を展開した。本研究が調査検討を試みたのはこの福祉部門関連の一次史料であり、とくに報告書などの検討により、一方において国家干渉の様態、他方においてその記述から戦時下における労働者の状況を、上述の動員体制における国営工場と民間企業と制度的相違を意識しつつ、その比較をとおして把握しようとしたものである。結論を先取りすれば国営工場における活動と民間企業でのそれとはいささかの相違があり、それぞれ代表的な事例を紹介しつつ、想定される枠組みを以下に示しておく。

まず国営工場からみたととき、福祉部門は、従来 of 工場法を担当した内務省の工場監督官にくわえ、独自の調査官を各工場に派遣し、報告書を作成している。報告はおもに軍需省が希釈政策にあたって設定した規定にもとづいた賃金・労働時間・労働者の健康状態などにかんするものであり、それは各工場の経営担当者に指示を与えるものであった。たとえば、当該期随一の規模を誇ったウーリッジ王立軍需工場での報告書(MUN4/1336)では、「賃金」「時間」「健康」「効率性」「衛生設備」「新規雇用女性労働者」といった項目が立てられ、それぞれ経営管理にさいしての指示(「女性労働者の健康の悪化に注意せよ」など)が主な内容となっている。その調査にくわえて、工場内にも福祉部門が育成した福祉監督(welfare supervisor)が派遣されており、各作業工程の従事に際しての監視・監督役を担っていた。ウーリッジにあっては、福祉監督の業務は作業の監督だけでなく、労働組合との交渉から労働希釈に際しての雇用窓口、また各種娯楽施設の設置にまでおよんでおり、そこに福祉部門が担った労務管理の側面をみてとることもできるが、いうなれば福祉部門は、調査と監督によって、労働者にたいしコミュニティ内部にまで介入する大量生産の管理体制をつくりあげていたと思われる。

**研究成果の概要 つづき**

ただしこうした国営工場から民間企業に目を向けてみれば、そこで福祉部門の活動は異なるあり方をみせる。上述したように軍需省は国内で 2000 におよぶ企業を統制しており、福祉部門はそうした民間企業にも調査員の派遣をつうじた干渉を図っているが、そこにおいては内部からの管理というよりは、外部からの干渉と介入というべき活動をみてとることができる。

なかでも、民間企業における労働者の状況とそれへの福祉部門の対応のあり方を示していると思われるのが、ロンドン近郊エドモントンにあった爆薬をあつかう民間企業にかんする報告書からなる、エドモントン軍需品会社(Edmonton Munitions co.)関連史料(MUN 4/4993)である。その状況を確認しておけば、エドモントン軍需品会社で大きな問題となったのは、当社が扱っていた高性能爆薬、とりわけトリニトロトルエン(TNT)がもたらす労働者への影響であった。いうまでもなく、爆薬として用いられた TNT は戦時下において各地の工場で大量生産が試みられたが、しかしその扱いがきわめて困難な物資にほかならなかった。例えば官民間問わずその生産工場では、しばしば爆発事故がおきており、とくに 17 年 1 月、ロンドン、イーストエンドのシルバータウンにおける爆発事故は、工場全体を吹き飛ばしたのちオイルタンクへの引火をもたらし、周辺街区を巻き込んで多数の死者を出す惨事となり、それを顕著な例として 15 年から 18 年まで、爆発事故は継続的に発生している。しかし TNT については、さらにその製造過程に従事する労働者の職業病も問題であり、酸化合物から製造されるトリニトロトルエンは、皮膚に直接接触すると致死の可能性のある物資であり、また作業環境に不備がみられた場合、労働者の身体に甚大な被害をもたらす危険性をともなうものであった。女性労働者のなかにはその影響で毛髪と皮膚が変色し「カナリア・ガール」と呼ばれた症状がみられたケースもあったが、エドモントンはまさにそうした事例にほかならない。

事態はまず 16 年 6 月、内務省の工場監督官の調査にはじまり、10 月、福祉部門の調査員による同企業への勧告がそれに続いている。その調査によれば工場の状況はきわめて劣悪であり、毒性をふくんだ物資が工場施設に放置されているとともに、廃棄されるべき物資が労働者の休憩所にまで捨て置かれるなど、きわめて悪質な状況であったという。だがここで注意すべきは、民間の企業に対しては福祉部門は介入の権限をもたず、あくまで危険性の勧告と対処法の推奨にとどまったことである。実際、そうした勧告にもかかわらず環境の改善がなされなかったエドモントンでは 17 年 1 月初頭、一週間で相次いで 5 人の労働者が、いわゆる TNT 中毒により死亡するにいたる。

それをうけて、事態は急速に展開した。1 月 11 日にはラウントリー自らが責任者となって、爆薬供給に関連した各部署担当者による会議がもたれ、即日、軍需大臣によって同企業は国土防衛法の権限を持って軍需省に接收された。さらに 23 日、「福利厚生状況を改善する最良の手段」として、低劣な環境を理由に工場施設の解体が命じられるにいたるのである。

ここにおいてみられるのは、戦時下における労働者の劣悪かつ危険性に充ちた環境であるとともに、民間企業への干渉として異なる方法、すなわち勧告と、そして接收から解体にいたる強制的な手段である。こうした状況は、上述のコミュニティ内部にまで介入して監視と管理が進められたウーリッジの状況とは大きく異なるものであり、常時内部で監視と管理を進めるのではなく、いわばその外部から干渉と改変を迫るという民間企業への対応のあり方を端的に示しているとおもわれる。あるいは、戦前の工場法下の制度と比較したとき、そこに大戦がひきおこした市民生活の変化と、戦時業務への動員にともなう国家権力の拡大を背景に、経済活動をふくめた市民社会への干渉を強める、戦争-福祉国家(warfare-welfare state)の一端をみてとることができよう。

このように資料の検討から国家干渉のありようがコミュニティ内部への介入から、監査、接收による解体まで、広範な形態をとっていることが確認された。今後なお、これらの問題についてさらなる検討を加えると共に、より網羅的な調査をすすめ、また戦前・戦後とのつながりにおいて位置づけることで、より立体的な理解を試みてゆきたい。

※ この(様式 2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

とくになし